

令和元年度第3回 東京都商品等安全対策協議会  
議事録

令和元年12月17日(火)  
都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

午後 1 時 30 分開会

○猪俣生活安全課長 お待たせいたしました。それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第 3 回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また、お足元がお悪い中、本協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、東京都生活文化局消費生活部生活安全課長の猪俣でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼させていただきます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。都におきましては、ペーパーレス化の取り組みを進めておりますので、お持ちいただいた資料、電子ファイル、または、受付にてお配りした資料をごらんいただければと思います。

最初に、会議次第がございます。おめくりいただきまして、委員等名簿、事務局名簿、座席表となっております。

本日の資料につきましては、資料 1 と 2 で、資料 1 が協議会報告書（素案）、それから、資料 2 が今後のスケジュールとなっております。なお、報告書（素案）につきましては、本編と資料編の構成となっております。

以上となりますが、不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続けさせていただきます。

本日、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会事務局長の杉山智康特別委員でございますが、所用のためご欠席でございます。また、オブザーバーの消費者庁消費者安全課長の鮎澤良史様でございますが、所用のためご欠席されており、代理といたしまして、消費者安全課政策企画専門官の尾崎裕子様にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは越山会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○越山会長 それでは、改めまして、どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

会議次第に従いまして進めさせていただければと思います。おおむね 15 時 30 分を終了予定としておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。

まず、議事の 1 に入りたいと思います。資料 1、協議会報告書（素案）の本編、第 1 章から第 9 章に入りたいと思います。まず、事務局のほうから一括して説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 生活安全課の松田と申します。座ったままでご説明いたします。

それでは、資料1、報告書（素案）についてご説明いたします。本編の表紙をおめくりいただき、目次をごらんください。

素案本編は、第1章及び第2章、それから、第4章及び第5章までが第1回協議会の資料、それから、第3章と第6章から第9章までが第2回協議会の資料としてお示ししたものです。

第1章から第7章については、各章の最初のページに概要を掲載し、事務局で文言修正や資料の追加をしています。第8章、安全確保に係る現状と課題、第9章、安全確保に係る今後の取り組みについての提言は、第2回協議会の後、委員の皆様にご確認いただき、皆様からのご意見を反映しております。また、本編のほかに資料編を設け、アンケート調査の集計結果などもこちらに掲載しております。

それでは先に、第1章から第8章までについて、時間が限られておりますので、第1回、第2回協議会資料からの主な変更点や追加点についてご説明します。

まず、86ページ、中段をごらんください。

第6章、アンケート調査結果に、本調査対象者であるベビーゲート等の使用経験のあるなどと回答した人の住居形態について、コメントとグラフを追加いたしました。使用経験者では、階段ありの戸建て住宅が最も多くなり、全ての該当者で最も多かった集合住宅と順位が入れかわっております。

次に、飛びますけれども、141ページをごらんください。

このページ以降、検証実験結果にSG基準の耐衝撃試験と乳幼児の衝撃力を比較した考察を追加いたしました。その概要について説明いたします。

143ページをごらんください。

(3) 検証結果に対する考察になりますが、SG基準の耐衝撃試験の衝撃力は303～475Nで、上のグラフにありますように、乳幼児の衝撃力の最大値159Nと比較しまして、1.9～3.0倍になりました。技術基準の安全率を考慮しますと、一定の妥当性のある数値と評価されますので、SG基準の耐衝撃試験の方法は、乳幼児の衝撃力を踏まえても妥当な方法であると考えられます。

次に、144ページをごらんください。このページ以降が第8章、第9章となります。

第8章、安全確保に係る現状と課題は、第9章の提言内容と重複する部分を割愛し、第2回協議会でのご意見を踏まえて、全体の構成を見直しました。その後、委員の皆様にご確認いただき、ご意見を反映いたしました。

第1章から第8章の主な変更点は以上となります。

それでは、続きまして、第9章についてご説明いたします。

飛びまして、153ページをごらんください。

こちらは、第2回協議会で、箇条書きのような形でお示したものを協議会でのご意見を踏まえ、一旦整理し直し、文章化しました。その素案を委員の皆様にご確認いただき、ご意見を反映しております。

また、この提言案は、商品の安全対策、消費者等の安全意識の向上、事故情報収集と分析共有化の3点について取り組みをまとめています。記載順にポイントを絞ってご説明いたします。

それでは、第1、商品の安全対策をごらんください。

1、安全確保に向けた商品改善。こちらは製造事業者団体、製造事業者の取り組みとなります。

ベビーゲート等を使用しているときに生じた事故としては、閉め忘れによる乳幼児の危険箇所への立ち入りや、外れ、ベビーゲート等に挟まれる事故が多数確認されました。したがって、これらの事故に対応する安全対策の強化に取り組む必要があります。安全確保に向けた商品改善として提案しています。

まず、身体の挟み込み対策として、(1)では、ベビーゲート等の各すき間寸法として、安全基準に適応したものを採用することとしております。

次に、閉め忘れ対策として、(2)ではロック機構の改良、特に経年劣化を踏まえた改良や、子供が解除しにくいように改良することとしております。

閉め忘れ対策の第2としまして、(3)では、オートクローズ機能の普及を図ることや、オートクローズ機能の開閉角度の制限の明示、開閉角度制限をなくすことを検討することとしております。

次のページ、154ページをごらんください。

外れ対策としまして、(4)では耐衝撃性の向上を示しております。SG基準などの安全基準を満たすレベルの耐衝撃力を確保できるよう改良することとしております。特に、つっぱり式商品のニーズが高いことから、固定方法の検討を含めて耐衝撃力を確保できるように改良することとしております。また、拡張パネルの装着を考慮した耐衝撃力の向上を検討することとしております。

設置しづらい、適切に設置できているかわからないという対策としまして、(5)では、

つっぱり式商品の設置に当たって、消費者が設置しやすい構造や、適切に設置できているか確認できる方法を検討することとしております。

次に、乗り越え対策としまして、(6)では、足がかりとなる部分のないデザインや、メッシュのカバーが付加できる工夫を検討することとしております。

また、安全な商品を幅広い選択肢の中から購入できるよう、(7)では、商品のSGマークの認証の取得を検討することとしております。

次に、2、商品の表示の強化。こちらでも製造事業者団体、製造事業者の取り組みとなります。

多くの消費者は、取扱説明書や、商品についている表示等に注意を払っている一方で、例えば、つっぱり式商品を階段上に設置するなど、製造事業者が禁止する使い方をしていることがわかりました。こうした使用を防ぐため、禁止や要実施の事項について、取扱説明書とあわせて、商品への直接表示を検討することとしています。

表示の内容としては、(1)では、禁止事項のつっぱり式商品の階段上での設置禁止と、(2)では、要実施事項の適切な設置と、使用中の定期的な点検などについて表示することとしています。

次のページ、155ページをごらんください。

次に、3、SG基準の確認及び検討。こちらは認証団体、製造事業者団体、製造事業者の取り組みとなります。

(1)耐衝撃試験の確認では、検証実験結果で、つっぱり式商品の耐衝撃性が拡張パネルを装着することで低下したことから、改めて拡張パネルの装着による耐衝撃性への影響について確認することとしております。また、拡張パネルの装着が耐衝撃性に及ぼす影響が大きい場合は、基準の見直しを検討することとしております。

また、(2)では、現在、乳幼児製品に関する包括的安全基準の標準化、JIS化について検討されていることから、現在のSG基準が適切な内容になっているかを確認し、必要に応じて取り入れることとしております。

次に、4、住環境における対策。こちらは、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者、製造事業者団体、製造事業者の取り組みとなります。

ベビーゲート等の安全性をさらに向上させ、一層の普及を図るため、ねじどめ式商品や、固定用カップの使用を前提とした住環境の整備等について検討することとしております。その一つとして住宅設計への提案を挙げました。注文住宅を建てる際には、消費者の要望に

応じて、設計時に、ベビーゲート等を設置可能な箇所をあらかじめ設けることで、設置しやすい環境を提供すること。特に、より安全な使用のため、階段上にねじどめができる壁などの設置可能な場所を設けることとしております。

また、住環境対策として、もう一つ、前回の議事の中で、防災上の観点から、区等の公営住宅の例が挙げりましたが、家具を固定する金具をとめるねじのねじ穴の原状回復義務が免除されたので、ベビーゲート等を固定するためのねじ穴も同様の対応ができるよう、提言することができないかというご意見をいただいております。

この点につきまして、庁内の住宅政策を担当する部署などに話をしたところ、

結論としまして、これは大家側の負担になるため、現状として、賃貸住宅のガイドライン上の負担区分を変更したりすることは、困難であるとの回答をもらっております。

なお、都営住宅では、規格部品の活用を図りつつ、設計の標準化を促進することにより、住宅の質の安定とあわせてコスト縮減を図ることとしており、近年建てられた、また、建てかえられた住宅には、ベビーゲート等を設置できる構造になっていないことがわかりました。このことから、提言には入れにくいものと判断しております。

次に、第2、消費者等の安全意識の向上です。

まず、1としまして、消費者への積極的な注意喚起では、商品の安全を検討する協議会の趣旨から、製造事業者団体、製造事業者が主体の取り組みとして、次に項目を設けているものです。消費者の行動に結びつく具体的な安全対策を情報提供、消費者に浸透しやすい注意喚起を積極的に行うこととしております。

次のページ、156ページをごらんください。

次に、2、消費者の行動に結びつく具体的な注意喚起は、製造事業者団体、製造事業者に加え、関係するあらゆる主体による取り組みとして、乳幼児の安全の確保に向けた行動に結びつく情報提供をしております。そのため、ベビーゲート等の使用時の留意点と、ベビーゲート等の使用の推奨という2点について、消費者に周知することとしております。

まず、(1)ベビーゲート等の使用時の留意点です。

①使用時の事故事例の情報提供では、消費者にとっては、使用時の事故事例を把握しにくい環境であることから、積極的に事故事例を情報提供することとしております。

②適切な使用方法では、適切な使用方法に関する情報提供を行っていくこととしております。特に、階段上へのつっぱり式商品の設置に関し、保護者が適切に設置すること。さらに、つっぱり式商品の適切な固定方法について、取扱説明書等で確認すること。また、取りつけ

たベビーゲート等に緩みがないか、保護者が定期的な点検を行うこととしております。

③商品の使用対象年齢では、商品の安全設計上、月齢 24 か月以内という使用対象年齢が明確に定められていることを保護者が認識し、安全に使用できるよう十分に配慮することとしています。

④保護者の子供への安全配慮では、保護者がベビーゲート等を過信せず、子供の成長に応じて、必要な安全配慮を行うこととしています。

⑤家族への安全意識では、家族によりベビーゲート等が開放状態になってしまうことを避けるため、対象の子供と同居する家族がベビーゲート等に関する安全意識を持つこととしています。

157 ページをごらんください。

続きまして、⑥事故の報告の推奨では、保護者に対して、ヒヤリ・ハット経験を含めた事故情報を販売店、製造事業者、消費生活センター等への報告を推奨することとしています。

次に、(2) ベビーゲート等の使用の推奨についてです。子供の安全を確保するために、ベビーゲート等の普及を図るには、保護者へベビーゲート等により防止できる事故事例の情報提供をすることも重要であるとし、階段や台所の事故のリスクや、ベビーゲート等の使用が事故防止に有効であることを示し、その使用を推奨することとしています。

次に、3、購入時の商品選択に係る提案ですが、こちらも製造事業者団体、製造事業者に加え、関係するあらゆる主体による取り組みとなります。

(1) では、ねじどめ式商品や固定用カップの使用の推奨になりますが、ねじ等を使用して、直接柱や壁に固定したり、つっぱり式でも固定用カップを使用して固定するベビーゲート等は、より安全であることを周知することとしています。

また、(2) S G マーク認証商品など、安全規格の認証を受けた商品の使用の推奨では、消費者がベビーゲート等を選択するに当たり、S G マーク、E N 基準、A S T M 基準などの安全規格が一つの選択基準になることを周知することとしております。

次に、4、消費者への効果的な普及啓発は、こちらも関係するあらゆる主体による取り組みとして、注意喚起の方法を示しております。また、親の世代が入れかわることを考慮して、繰り返し普及啓発を行うこととしています。前記 2 の使用時の留意点と使用の有効性について、あらゆる機会を捉え、さまざまな媒体を活用した広報を行うこととしています。

(1) では、インターネット、T w i t t e r、F a c e b o o k などの SNS も有効活用。

それから、(2)では経験した年齢が1歳が最も多いことから、早い時期から乳幼児健診や新生児訪問等の機会を活用した普及啓発。

(3)では、次のページになりますけれども、子育て世代が多く集まるイベントと連携。

(4)では、保護者だけでなく、保育園、子育てひろば、乳幼児を受け入れている病院への啓発としています。

なお、前回の協議会のご意見を受け、子育てひろばを啓発対象に入れるとともに、幼稚園につきましては、園児がベビーゲート等の使用対象年齢から外れているため、今回の提言からは外しました。

次、第3、事故情報の収集と分析・共有化です。

1、事故情報の収集体制の整備と事故情報データの分析は、製造事業者団体、製造事業者が主体の取り組みとなります。

今回のアンケート調査結果でも、危害経験は一定数報告されていたことから、事故情報の収集体制の整備、安全対策推進の検討、事故情報の継続的な収集、商品改善等の効果の定期的な検証の安全対策強化を検討することとしております。

次に、2、事故情報の収集と情報共有への協力は、国及び都が主体となる取り組みとなります。前記1のような事故情報だけではなく、医療機関ネットワーク、東京消防庁などの事故情報や、N I T E、独立行政法人国民生活センターや、消費者庁に寄せられた消費者からの事故情報などを踏まえることができれば、より適切で効率的な商品改善につなげることが期待できます。したがって、製造事業者などの関係主体が、収集された事故情報を共有することが重要であることから、国や都は、事故情報の収集・共有に協力することとしております。

第9章、提言の説明は以上となります。

○越山会長 どうもありがとうございました。それでは、この報告書の検討に入りたいと思います。

まず、今、第1章から第9章までずっと続けてご紹介、説明させていただいておるんですけど、先に、一部分修正しておりますが、第1章から第8章までについてのご意見を賜れば幸いです。

まず、今、第1章から第9章までずっと続けて紹介、説明いただきましたが、先に、部分的に修正している箇所がありました第1章から第8章までについてのご意見を賜れば幸いです。



第9章については、この後、各節ごとにもう一度ご意見をいただければと思っておりますので、まず最初に、第1章から第8章までの箇所で、目を通していただいた範囲で表現方法等を含めて何かございましたら、ぜひお願いいたしたいと思っております。

第1章は事故情報、第2章は商品の種類、第3章は業界団体へのヒアリング、第4章は規格等の制定状況、第5章が海外における事故事例等に関するもの、第6章はベビーゲート等の安全に関するアンケート調査の結果です。このアンケート調査の結果は、前回の委員会で部分的に解釈だとか、あとは、もっとわかりやすくできないかというようなご指摘がありましたので、部分的に修正していただいております。

なお、第7章は、ベビーゲート等の安全に関する検証実験の結果ですが、写真等による補足、SG基準で定めている方法の解釈や検証実験について詳しく説明を追加しております。第8章は、第1章から第7章までを踏まえた現状のまとめとしてというような構成になっています。

この第8章までの中で、何かご意見等がございましたらお願いします。

はい、お願いします。

○宮内特別委員 35ページをちょっとごらんいただけますか。

この中で、設置方法が図面化されていることで、私が前回ちょっと発言した内容と同じ方向であるので、非常にありがたいなと思っております。ただ、一応壁面に関しては、あくまでも垂直で頑丈な壁面というコメントをちょっと入れていただいて、それで、階段側にゲートが開かないとちょっと追記していただければいいかなというふうには思います。ここのタイミングで入れるのか、どこかほかの、階段上というのはちょっと問題なので、ほかのところに入っていますかね。

○越山会長 この部分は、提言ではなくて、現状の製品の表示の例を多分書いてあるんだと思いますが、現状の製品には、今お話しされていた「垂直」の表現や、「頑丈なところに」とかというキーワードは、会社によって入れたり入れなかったりしているようにも思われますが、何か基準等で標準的な表示を推奨しているようなものはございますか。

○石原特別委員 すみません。多分ですけれど、会社により、商品によりという形になっていると思います。

基本的に今取り上げていただいている弊社の製品なんですけれど、階段上に取りつけできるといってタイプを網羅していただいているんですけれど、やはりそのための安全の担保ということで、いろいろ商品的にもスイッチ部分を片面に配置する。ちょっと安いタイプに

なると、両側から開けられるように、上に配置されている商品も多いので、そういった一工夫はさせていただいた上で、こういう表示をつけさせていただいています。

○越山会長 今のご指摘は、現状の表示の例についてではなくて、提言を推奨する場合に、今のような階段の上の設置の方法だとか、できるだけ頑丈な部分のつけまとめる上で具体的に言わないとわかりにくいのではとのかいうご心配があつてのご指摘かと思いますが、そのあたりはどうでしょう。

○松田統括課長代理 宮内委員がおっしゃったとおりで、垂直な、頑丈な壁面とか柱に取りつけるというようなことは、この章では、前の 33 ページに各種製品を調べた結果として、こういう記載内容が取扱説明書とか本体に記載されていたということで、まとめた章にはなっております。

もし、例えば要実施事項というか、設置場所で必ずこういうところにつけてくださいという話を入れるとすれば、第 8 章の現状と課題とか、それを受けた提言ということになるかとは思いますが、場合によっては、この章に入れることも考えられると思っています。

○越山会長 この報告書ができ上がると、毎年、簡単な注意喚起用のリーフレットを大量に印刷して、いろんなところに配布しています。しかし、文字情報だけだと非常にわかりにくいので、このイラストのような、階段のイラストだとか、垂直状況だとか、頑丈な場所の例だとかというのをイラスト入りで書いてお示しするというのは多分親切なんでしょうね。

今の事務局のほうからの回答は、第 8 章で、そのあたりを具体的に入れておくことが可能かなというお話でしたが、第 9 章で、それにつながるようなキーワードがあると、漏れなく伝えられるようになるのも知れませんね。

本件は、まとめ、この後の第 9 章の部分も含めて、もう一度後で、その表記方法についてなど、ご議論いただければと思います。

ほか、何かお気づきの点とかございましたら、お願いいたします。

○大野特別委員 一応ちょっと、ここで審議する話じゃないんですけど、45 ページの表 4-1 のちょっと想定リスクのところの一部ちょっと違っていたりしていますので、ここはちょっと私と都の方で調整して書きかえてよろしいですかね。SG 基準の話ですので。

○越山会長 たくさんありますか。

○大野特別委員 多分ぱっと見、2 か所だけは気づきましたけど。

○越山会長 明らかな誤植だとか、間違いなどであれば、ぜひ後で。

○大野特別委員 後でちょっと修正をかけておきますので。ちょっとご了解だけとってお

こうと思ひまして。

○越山会長 ありがとうございます。

○鈴木委員 すみません。単純な文字ミスかなと思うんですけども、152 ページの課題の中に、情報発信という言葉と、情報配信という言葉と出てきていますが、第9章では情報提供という言葉になっているんですが、使い方が違って、このようにしたのかちょっとわかりませんが、情報配信はちょっと違うのではないかなと思ひまして。ちょっとした訂正をお願いしたいかなと思ひたんです。以上です。

○越山会長 消費者の注意喚起ではなくて、積極的な情報発信が課題ですよという意図のようです。

○鈴木委員 配信なんですよ、ここは。

○西田委員 漢字が配信ですよ。発信じゃなくて。

○鈴木委員 配信はおかしいかなと。情報発信ならいいんです。

○猪俣生活安全課長 おっしゃるとおりです。統一します。ありがとうございます。これは確認が至らなかったと思ひます。すみませんでした。

○越山会長 ありがとうございます。助かります。

ほかに。

○西田委員 細かい点なんですけど、拡張パネルというのが結構説明とか実験の条件に出てくるので、これは先ほど、越山会長と同じですけど、パンフレットとか小冊子のときに絵になるのかなと思うんですけど、少しわかりにくいというか、知らない人にとっては、拡張パネルとは何かなのというのがあるので、どこか。その割にはすごくたくさん出てくるので、その実験条件のところか、どこかに書いておくといいかなというふうに思ひました。

それから、118 ページの第7章というところなんですけど、第9章ともかかわるんですけど、今回、EN基準やASTM基準の表示がある商品も含まれていたけど、SG基準は満たさなかったというような表記が書かれていて、それで最後は、この三つのどれかをとっていれば大丈夫じゃないかと、第9章に書いてあったので、少々あれかな、何か言及は要るかなと思ひたんですけど。要するにここだけ見ると、ENとASTMではだめなんじゃないかというふうにも読めるので、少し最後の第9章で推奨する場合には、少しそこはケアするといひかなと思ひたんですけど。

○越山会長 ありがとうございます。これは、ちょうど前回議論がありました。SG基準に適合している、要はSGマーク認証表示されているものが非常に少ないので、それを目安に

してというのが、余り現実的ではないし、あとは、ENやASTMもそれぞれの国家基準の安全基準について設定されていますので、それはそれで尊重して、若干解釈や試験方法の違いがあるのは、仕方がないことなのかなというふうに認めた上で、そういう一つの違う目安もあり得るよねという議論だったかと思います。

○西田委員　そうですか。

○越山会長　今のお話というのは、おそらくSG基準は、日本人には非常に認知度が高いので、目安にしてくださいというのは当然な考え方かと思います。それ以外に、外国でちゃんと安全基準に適合していると言われて販売されているものもありますよというような表記もあろうかと思いますが、誤解がないような表現をしたほうがいいよというお話だと思います。その辺はまた後ほど、事務局のほうと私も相談させていただければと思います。ありがとうございます。

ほか何かございますか。

○松田特別委員　65 ページのところを見ていて、私もうっかりしていたんですけど、これはこういう表示が見つかったということの表示ですが、子供をプールから遠ざけるためには使わないでくださいと書いてあって、ちょっと日本には余り関係ないことかもしれないんですけど、階段の上だけじゃなく、こういう場所には使わないほうがいいということって、ほかに後ろのほうでありましたっけという確認で、例えば風呂場とか、それがあから大丈夫と思われちゃうと、なので、お水を張っておくと転落とか、あると思うんですけど、そこはちょっと私も事前に気づかなくて、質問できなかった点です。

もう一個、これはちょっと細かいことなんですけど、157 ページのところに、Twitter、Facebookと書いてあるんですけど、世代的にFacebookよりは、どうせそういうふうを書くのならInstagramとかYouTubeとか、動画とかのほうが断然圧倒的に身近なので、そちらに変えていただいたほうがいいかもしれない。もしくは追記いただけるとと思います。

以上です。

○越山会長　おっしゃるとおり、確かに世代といますか、新しい情報発信ツールを示しておいたほうがいいでしょうね。

この157 ページの件については、後ほどまたご相談、確認いただければと思いますけど、最初の65 ページの子供をプールから遠ざけるためには絶対に使用しないでくださいというのは、ASTMの基準の中にそう書いてありましたよということなんですか。

○松田特別委員 これを見て、そうだったとは思ったんですけど、要は後ろのほうで、推奨する、推奨しない場所のことって何か後ろで決めて提言するものなんですか。

○越山会長 どういうところに設置しておく、最も安全に、有効に使えるよというような情報提供も大事ですよ。

○松田特別委員 階段の上はもうやめたほうがいいという話になったと思うんですけど、例えば水場とか、私たちが想定しない場所で使うこともあるかもしれないんですけど、ここに明らかに水のことが書いてあったので、これもここに書いてあって、わかる人にはわかるんですけど、例えば65ページ。何でこのプールから遠ざけるとときには使っちゃいけないのって、わからない人にはわからないと思うんですね。

後ろのほうに、提言の中に、逆に、ここは階段以外に、ほかに使わないほうがいい場所というのがあるものなんだろうかと、それを事前に私もちょっと聞けなかったので、別にそこは今回はいいということであれば構わないんですけど、どうなんでしょうか。風呂場の入り口にこれをつけたから安全と思われちゃうと嫌だなというのがちょっと思ったんですけど。

○越山会長 1歳以下のお子さんの不慮の事故で多いのは、お風呂場に入って溺す事故になるものですそのリスクというのは、特に死亡に至る事故が多いので、それを防止すべきことは大事な目標の1つかも知れないですね。

○松田特別委員 むしろつけたほうがいい感じなんですかね。そこが難しい。

○越山会長 まず、松田委員は、お風呂場に勝手に入らないようにという用途には使うべきではないとお考えということですか。

○松田特別委員 ちょっとそこが難しく、皆さんにお伺いしたかったところで、お風呂場、よくあるのは、私が見ていなくて、うっかりあけておいたままにしたので落ちたというのがすごい最悪で、見ていなくても安全な環境にはしたほうがいいので、そういう意味でベビーゲートを使ったほうがいいのか、水というものに関して、このベビーゲートでやれば安全ですというふうに思われちゃうのはよくないのかというのだけ、この表記があったので、はっと思ったんです。むしろみんなつけるんじゃないかとは思ったんですけど。

○越山会長 みんなつけるというのは、お風呂場につけるという……。

○松田特別委員 そうですね。そこに扉がない環境とかの場合に、つけたいと思うのかなというふうにも思ったんですけど、それが遠ざけないでくださいと書いてあるので、おうちにプールがあるような、そういう環境のところにあったのかもしれないんですけど、この65

ページは。

普通の一般家庭では、プールというわけではないんですけど、お風呂場とかに、むしろつけたほうが中に入らないという安全なのか、遠ざけるためには利用するなど書いてあったので、そういう考え方もあったのかなと思ってハッと思ったんです。

○越山会長 業界の皆さんは、お風呂場でも溺水の事故が多いので、それを予防するというような使用の仕方というのは、どうお考えですか。

○石原特別委員 行ってほしくないところにはおつけいただいたほうが、それはもう 100% 開放されているよりも事故等に結びつく、結果論ですけど、必ず下がりますので、おつけいただきたい、そう考えています。

ただ、つけたから絶対というものでは、ドアですので、必ず開け閉めできる商品ですので、例えばお子さんが知恵がついた、そういったときに目を離して、開けてしまった。そういうことも考え得るので絶対ではないですよ。その点も踏まえて 24 か月という、世界的にももうその辺がラインですよという形での商品になっていますので。

○越山会長 今のご意見も絶対的な安全は論理的には難しいよ、ということでしょうか。

○石原特別委員 そうですね。

○越山会長 お風呂場の周りだけは絶対に安全は確保できませんという、そういう意味ではないですよ。

○石原特別委員 そういう意味ではないです。

○越山会長 わかりました。

それで、張替さんが住宅設備についてお詳しいので、一般住宅にしても集合住宅にしても結構ですがお風呂の入り口やドア部などのお風呂場に近づく通路に、こういうゲートを置くという発想に関して、もしご意見がありましたら、お聞かせ下さい。

○張替特別委員 まず、洗面所という空間が大体お風呂場の前にありますので、そこに大体扉がついているのが一般的だと思います。住みまして、その扉を常時開けておくとかいう状態をつくるのであれば、そういうゲートでやっぱり、しないといけないと思うんですけども、一般的には大体閉められているケースが多いのではないかと思います、扉自体が。ご家庭の使い方によって、それはまちまちだと思いますけど。

○越山会長 どのような使用方法が望ましいかについての推奨などは特に業界としては示してはいないのでしょうか。

○張替特別委員 いや、そういう使い方については特に、住宅を提案する側にしては扉をつ

ける、つけないについては大体つけるということでお客様には話している。どうしてもとってくれという場合はとりますけれども。

○越山会長 扉とは、どのようなものをいいますか。

○張替特別委員 扉とか、引き戸とかは、大体つけるのが一般的になって、お客様の要望でつけないでくれと。後でアコーディオンカーテンをつけるからとか、そういったケースもございまして、そこは、そういう個別の要望には応えているということになると思いますが、一般的には扉はつけています。集合住宅においても大体つけているというのが一般的です。

○越山会長 毎年10人ほどの溺水事故が発生しているので、多分あけっ放しの状態になっていて、そのときに入っちゃうことが多分あるのかなというふうには推測はします。住宅設備として、湿気対策等のためにドアがついていると思いますが、それはそれで理解できるかと思えます。

業界の方からは、特にそのような使用方法に関しての情報提供なりは行っていないとの理解でよろしいのですね。

○石原特別委員 そうですね。おっしゃられるとおりで、どこへというので、禁止事例としては、もう本当に建具に寄りかかった形でつっぱったりとかというのはちょっとお断りさせていただいているんですけど。

○越山会長 それ以外は、特に業界としての統一見解としての情報提供はないのですね。

○石原特別委員 基本的には、きちっとつけられる場所であれば問題はないと。個別にいろいろと、段差の前につけないでくださいとかいうのは、各社で設定されているとは思うんですけど。

○越山会長 ありがとうございます。

○宮内特別委員 なかなか難しい問題だとは思いますが、現実にはじゃあ、玄関周りだ、洗濯機周りだ、暖房だ、テレビの周りだとか、いろいろな系統のところにつけないでください、つけてくださいという言い方も、ちょっと無限大のような気がするんですね。

それよりは、実際に日々生活していく中で、間違いなく危険と思われるところを指摘して、例えば今のことも、子供をプールから遠ざけるためには絶対使用しないでくださいと、よく考えると意味がわからないですね。何か水回りの危険性をきちっと言ってあげて、水に関するところはそれである意味逃げるといいますか、一字一句おうちの中のいろんな箇所を全部、だめだ、いいだと言っていくというのもどうかなというふうに思います。

○越山会長 ということですね。この点に関して何かございますか。はい、どうぞ。

○松田統括課長代理 事務局からです。先ほどお話しした内容の中で、33 ページあたりのお話が出ていたと思いますが、商品の取扱説明書とか、商品包装についている表示とかを商品ごとにまとめました表が、33 ページとか、36 ページに記載しております。

設置場所については33 ページです。ここら辺でメーカーさんの考え方もあると思いますが、例えば窓とか窓枠へはつけてはいけませんよということを表示されているメーカーさんも結構ありましたとか、そういう内容になっておりますし、先ほどの松田委員のプールの転落防止用としては、使用しないというのが36 ページにありますので、使用方法を、最後の提言の使用時の留意点に入れることは可能だとは思いますが、どこまでが標準なのかというのが、事務局としては余りよくわかっていないところもありますので、例えばSG基準では、必要最低限の基準として、取扱説明書ではこういう禁止事項を書きなさいとか、こういう表示をきなさいとか出ているんですが、この最低限の注意事項の表示とか記載でいいのか、それとも、33 ページとか36 ページに書いてあるような、全てを網羅した使用上の留意点というふうな形にしたほうがいいのかご教示いただければと考えております。

○猪俣生活安全課長 基本的には、これは32 ページにございますように、20 商品の表示を確認してまして、先ほどの補足になりますけど、プールの関係でいうと、36 ページのところは3 商品が表示しているという状況なので、石原委員がおっしゃったように、それぞれ商品を製造しておられる側のほうで、それが必要事項なのかどうかというところに表示されているという認識です。いろんな項目がご覧のようにありまして、それぞれの中で、それぞれの商品に応じて記載しているというところではいいと思いますと、階段上に関しては、SG基準も触れていたりするんですけども、そこまでなかなか言及するのは難しいのかなという気はして、松田が申し上げたように、入れることは不可能ではないんですけども、このあたりは、それぞれの製造する側の判断なのかなというふうに私は認識しているところです。

○越山会長 私もそれでいいと思います。

多分この日本の製品での表記は、ASTMや製造元における説明書事項をそのまま訳して残っているだけなのかも知れないですね。余り日本の家屋というか、住宅環境などにはあてはまる状況がないかも知れないので、混乱させてしまう場合もあるのでしょうか。ここでは、最低限必要な情報として、危険な設置場所等についての注意喚起は、積極的に提供していくべきとは思いますが。それに関しては、この後の第9章のところでもう一回、どうアピールするかというところが出てきますので、そこで再度ご議論いただいてもいいかも知れませんね。



それ以外は何か。はい、お願いします。

○鹿野特別委員 それ以外ではなくて、今のこのプールのASTMの表記なんですけど、ちょっとASTMの英文をきちんと読んで覚えているわけではないんですが、恐らく単一でプールにアクセスできないようにするために、このベビーゲート単一で使うのを禁止しているんだと思うんですね。プールとかお風呂場というのは、ドアがある設計になっているのが一般的なので、ドアのロックをして、そのロックが最終手段であって、そこに近寄せないためにベビーゲートを使う分には、それは禁止していないんじゃないかなと。ちょっとそれをきちんと読んでいないのでわからないんですけど。なので、プールとかお風呂場とかは、ベビーゲート単一で子供から遠ざけるために使うことは恐らく禁止しているんじゃないかと。

階段の上の場合は、壁側が強固かどうかということに依存するんですけど、階段の上側の手前に扉がある、そもそもドアがあるという住宅設計というのはほとんど見られないので、ベビーゲート単一で子供を遠ざけること以外にやりようがないので、ベビーゲートで階段上に設置する商品も出ているのではないかなと思うんですね。

そのあたりが英文を翻訳するときに、きちんと解釈して、意識できていないのかなと。憶測で申しわけないんですが、そういう意図ではないかなと思います。なので、やはり単一では使用しないでくださいという書き方のほうがいいのかないかなという気はします。

○越山会長 多分そういうことでしょうね。それを誤解なく、うまく伝えるようなことも我々は考えていなければいけないかなと思います。

ほか、何かございますでしょうか。

○釘宮委員 先ほど、西田委員のほうから拡張パネルについて、しっかり表示といいますか、どういう部分かがわかるようにしたほうがいいのかという、そういったお話があったかと思うんですけども、固定用カップのことについても、図の中に、これは固定用カップであるといったような、何かそういった表示があるとわかりやすくなるのではないかなと思いますので、その点をお願いしたいというのが一つと、あと、ちょっとこれは、私のほうで記載をお願いしたものはあるんですけども、ページで言うと149ページの3の安全基準等というところなんですけれども、その一番最後、海外、特に欧州において、過去の重大事故事例により、格子状の「伸縮フェンスタイプ」の使用が禁止されているといった表現があるんですが、正確には使用が禁止されているということではなくて、基準によって、すき間の基準がありますので、現在、市場には出回っていないという状況で、あと、注意喚起として、

古いタイプの伸縮フェンスタップのものは使わないようにといったような注意喚起が消費者団体などから出されているというような状況ですので、ちょっとここは表現を工夫すべきところだったかなというふうに思っているところですので、お願いしたいと思います。

○越山会長 この149ページの表現ですね。わかりました。どこの箇所かわかりになりましたか。

○松田統括課長代理 149ページの3、安全基準等の文章の一番最後の、なお以降がその内容となっております。

○越山会長 使用が禁止されているという表現の問題かも知れませんね。

○釘宮委員 正確ではないので、そのところを、現在、市場に出回っていないが、注意喚起が流されているというような、そういった表現にするほうがいいと思います。

○越山会長 製造や販売を禁止すべきとの意図ではなくて、そのような使用は注意してくださいと注意喚起をしているという意図ですね。

○釘宮委員 はい。現状、すき間の基準がありますので、今作っている製品はそういったすき間ができないように、そういった構造になっているということですね。ただ、古いタイプのもはまだ残っているので、それは使わないようにといったような表現です。

○越山会長 それなら、ASTMなどの海外の規格ではそういう商品への注意喚起等があるということですか。

○釘宮委員 そういうことです、はい。

○越山会長 はい、わかりました。事実関係を確認して、表記方法を再考する方向としましょう。

先ほどありましたイラストや簡単な注意喚起資料をつくる時に、拡張パネル以外に、カップのこともわかりやすくイラストなどで説明した方がいいですね。

ほかに何かございますでしょうか。

ちょっと司会の不手際で少し時間がかかってしまっております。この報告書の素案の1から8に関しましては、ほぼ今回で成案としたいと思っておりますので、先ほどの部分的な訂正や、誤植など、お気づきの点がございましたら、ぜひご連絡いただければ幸いです。

ではここで、先に行かせていただければと思います。

それでは、メインになります、第9章の提言の箇所について入っていきたいと思います。今日の議題のメインはこの第9章の箇所になろうかと思っております。ここの部分は節ごとにご確認いただいているかと思っております。

まず、153 ページの第9章の第1、商品の安全対策について、まず先に、ご検討、内容確認等をお願いできればと思います。その後、第2、第3に入っていきたいと思いますので、まず、第1の商品の安全対策について、ご意見等をいただければと思います。

例えば 154 ページの真ん中ぐらいのSGマーク認証に関する箇所では、取得を検討するようというニュアンスにさせていただいたりしております。要は、前向きに安全の認証を取得して、日本人にわかりやすい目安表記をお考え下さいという思いの表記にしております。

○西田委員 細かいですけど、153 ページの(1)で、すき間寸法なので、基本は挟まれることを言っているんですかね、ここは。そうですね。上にも書いてあるのでいいかと思うんですけど、そういうことが一言あってもいいかなというのを思ったのと、あと、この各種安全基準というのは、どんなものなんですかね。具体的には、さっきのENなどのことですか。このあたりが書いてあってもいいのかなと思ったんですけども。

○松田統括課長代理 念頭に置いていますのは、やはりSG基準なんですけれども。

○西田委員 SG基準ね。SGだけに限定しないように、各種とつけている感じですか。

○松田統括課長代理 そういう形にしています。

○西田委員 何となくわかりました。はい。

○越山会長 本文を読めば、同等の安全基準として、ASTMだとかENがあるよというのは本文中に書いてありますが、ここだけ読むと、この各種安全基準というのはほかに何があるのかなと思ってしまいますよね。

○西田委員 いきなり次のページに出てくるんですけど、上に。出てくるぐらいなら書いておいてもいいかなと。

○越山会長 というご指摘ですね。どうもありがとうございます

ほかに何でも。

○西田委員 細かい話です。

○越山会長 細かいことでも結構です。

この154 ページの(5)のところに、つっぱり式のベビーゲート等の設置について、消費者が設置しやすい構造や、適切に設置できているか確認できる方法を検討すること。この適切に設置できているか確認できる方法をと、これは要は、5kgとか10kgぐらいの力で押してみても、簡単にずれないよというような目安があると、消費者にはこの強固性はわかるなというのは前回の議論でわかったんですけど、その前の消費者が設置しやすい構造や

と書いてある、この構造という説明は、もうちょっと補足があってもいいかなというような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○松田統括課長代理 特につっぱり式のベビーゲートで、突っ張るボルトを回していくんですけれども、それが回しにくいとか、そういうご議論が前回の協議会でもありましたので、そこら辺をもう少し改善できればいいのかなということで、こういう表現にしたんですけど、もう少しわかりやすくしたいと思います。

○越山会長 この構造がどこの部分の構造なのかわかりにくいという指摘があるかと思いましたので、ちょっとご検討いただければと思います。

ほか、ございますでしょうか。

○大野特別委員 これはちょっといいですか。155 ページの当協会の提言の部分ではあるんですけど、下のほうですね。拡張パネルの装着が耐衝撃性に及ぼす影響が大きい場合は、基準の見直しを検討することというふうに書いてあるんですが、ここを実際に、例えば拡張パネルの装着による影響を考慮していない場合はとか、要は、拡張パネルの装着が対象、変な話、耐衝撃性に及ぼす影響が大きいので、SG基準としては拡張パネルをつけた状態で試験しているんですよ。

変な話、ちょっとここで、また見直してくださいと言われても、何を見直すんですかという話になってしまいますので、ちょっとすみませんが、お願いします。

○越山会長 ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。

○西田委員 今、もう2に入っていますか。

○越山会長 まだ、第2の消費者等の安全意識の向上にはまだ入っていません。今のところ、155 ページの下のほう手前です。

○西田委員 もう一つ、すみません。これは、先ほどのプールの話と似ているんですけど、結局、階段の上は設置禁止と書くと、結構強烈だなと思ったんですけど。これはあれですか。前回までの議論でそういう感じの、あれですかね。

つけていいものはつけていいのかなというふうに思うのと、それで安心しちゃだめだよというのはあるんですけど、実際に非常に危険な場所なので、むしろ推奨して、それで、ちゃんとその場合は、カップというか、きちんと固定されるものを使うべしというのが正しいのかなと思ったんですけど。これは、設置禁止というと、結構強烈かなと思いました。154 ページの(1)です。

- 越山会長 そこには設置禁止と言っているわけではないのかも。
- 西田委員 言っているわけじゃないですよ、ここは。
- 越山会長 カップを取りつけて、確実に取りつけない場合はやめてねという意図なので、このタイトルがちょっときつ過ぎるよという、そういうことですね。
- 西田委員 そうですね。かつ、もうちょっと踏み込むと、本当は設置推奨じゃないかと思うんですけど、本当は。だめなやつはつけちゃいけないんですけど。それはちょっと整理の問題で。
- 松田統括課長代理 事務局からですが、メーカーさんの先ほどの設置場所とか禁止事項の中で、基本的には、ねじどめ式のベビーゲートとか、固定用カップをつけて突っ張るタイプ以外のものについては、基本、階段上には設置してはいけませんとなっています。ほぼ例外はありません。
- 西田委員 そういうことか。だから、つっぱり式は禁止ということか。
- 松田統括課長代理 単なるシンプルなつっぱり式については。
- 西田委員 わかった。これは形容詞がどこにかかっているかがあれか。ちょっと知っていないとわからないかもしれないですね。
- 松田統括課長代理 わかりました。表現を工夫します。
- 西田委員 ベビーゲート禁止に一瞬見える感じがあるので。
- カップをつけたやつは、その時点でつっぱり式とは言わないことになるんですか。言い方として。こう、つっぱっている感じがするんですけど。こういうのは。
- 猪俣生活安全課長 基本的に固定カップをつけてもつっぱり式の一環だと思いますけど、可能であれば業界の方にお聞きいただけますと。
- 石原特別委員 構造的にはどっちもつっぱりです。
- 西田委員 そうですよ。じゃあ、いいつっぱりもあるという理解でいいですか。
- 石原特別委員 この書き方だとそうなりますよね。
- 西田委員 そういうことですよ。
- 石原特別委員 単純にトイレとかの上にある柵みたいなタイプのやつ、あれをベビーゲート用というタイプもありますので、多分その辺を言われているんですよ。
- 西田委員 そういうことですね。
- 石原特別委員 おっしゃるとおり、このお題目自体が、もうちょっと書き方を工夫されたほうが、流れるにはいいのかなと思います。

○猪俣生活安全課長 先ほどおっしゃったように、タイトルがまずおかしいと思います。つっぱり式は設置しちゃいけないというふうに、確かにおっしゃるように読めますので、そこをまず、もう少し丁寧というか、わかりやすい形、誤解がないようにちょっと変えないといけないかなど。カップをつけていれば今のお話のとおり、つっぱり式でもいいというところがありますので。

あと、内容についても形容詞の関係とかで、今、ご指摘いただきましたので、要はつっぱり式の場合、固定用カップを使って固定するということと、ねじどめが推奨されているところなので、それをまず使っていただきたいという趣旨だったんですけど、ちょっとそれが伝わるというんですかね、そういう形で。誤解がないように。設置してはいけないということではないので、そういう誤解を与えないように、タイトル・本文の表現をちょっと変えさせていただければと思います。

○西田委員 最後には全部解消されていくとは思って……。

○猪俣生活安全課長 もちろん最終に向けて変えられますので、ご指摘をいただいた点や、石原委員のおっしゃったところを踏まえながら、適切な形に変えます。

意図としては、設置を推奨しているんですが、固定用カップを使うとか、ねじどめにしていただくというのがほとんどで、メーカーさん側も、製品安全協会のSG基準の中でも書かれているところがありますので、それを推奨していきたいというところではあります。

○宮内特別委員 つっぱり式ベビーゲート、階段上だけではなくて、要は相手もあると思うんですよね。ボードにいくらねじどめしたところで、非常に弱いというところもあるので、堅牢な壁、木とか、そういったのにきちっと。これだと相手のことを書いていないので、その一言を何かうまい文章で入れたほうがいいんじゃないかなという感じはします。

○西田委員 あともう一ついいですか。今の続きはありますか。いいですか。

これも細かい点ですが、155ページの3の(2)で、これは、鹿野さんとも話し合ってもらっていいかなと思うんですけど、この包括的安全基準の標準化というのが若干わからない人にはわからない気もするので、もう少しどんな挟み込みであるとか、部品外れとか、そんなやつですかね。そういうものについて今進んでいるのでというのは少しあると。書いてあるんですけど。その包括的というところの言い回しを少し工夫するといいいかなと思いました。

○越山会長 鹿野委員、いかがでしょうか。

これは、書くなら、これだけ読んでピンとくるような表現にしたほうがいいよとのご指摘

ですね。

○西田委員 わかりますかね、包括的。

○鹿野特別委員 厳密に言うと、経済産業省主体でJ I S原案作成委員会が進んでいるので、そこまで説明するかどうか。

○西田委員 説明し過ぎですかね。

○鹿野特別委員 どうなのかなとちょっと思ったものですから。その一步手前の取り組み程度の紹介であれば。ちょっと上司と相談させてください。

○西田委員 若干何のことかなと思わないかなと思っただけです。

○鹿野特別委員 すみません、私の一存ではちょっと。

○猪俣生活安全課長 149ページの安全基準等のところの1段落目のところに、今、後半部分で、ほかの動きとして、N I T Eは、体の挟み込みや部品の外れというところがあるんですけど、この包括的な基準とありますけど、ここのところでも説明していますので、ここの部分を少し先ほどのところに加えて説明をすとか、あと、50ページにも、J I S自体のAからCの規格もありますので、そういうところを参考に引用して、書ける範囲、経済産業省さんが必要があれば、出していいところまで、どこまで出していいかというものもありますけど、基本的にはそのあたりで。

○西田委員 そうですね。細かい話です。

○猪俣生活安全課長 ここだけでもわかるようにはしておきます。

あと、すみませんが、鹿野委員と、場合によっては、経済産業省さんと調整させていただきたいと思います。

○越山会長 そうですね。

あとは何かございますでしょうか。

張替委員、前回の議論で、155ページの真ん中にある住宅設計への提案ということで、何も書かないと、その認識がなかなか伝わらないので、何らかのものを情報発信しておくことで、ご配慮いただけるようになればいいかなという願いがあって、この白丸印の箇所のような表現を入れさせていただいたんですけど。よろしいですか。

○張替特別委員 新築の注文住宅でしたらいろいろお客様の要望も取り入れることはできますので、いろいろ段階のつくり方って、いろいろお客様のニーズもあって、全く壁がない、手すりだけでつけるお宅もございますので、そのあたりもお客様とのコーディネートを持ちながらやっていくということが重要だと思いますので、一つの設計上の注意点というこ

とで提言いただくのはいいかと思います。

○越山会長 ありがとうございます。

では、先に行かせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、155 ページの一番下の第2、消費者等の安全意識の向上という箇所に関しまして、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○釘宮委員 2の消費者の行動に結びつく具体的な注意喚起なんですけれども、ここは、ベビーゲート等の使用時の留意点と、それから、ベビーゲート等の使用の推奨という、この二つのポイントがあるということで、まさにこれはそうなんですけれども、リーフレットをつくる場合には、その使用を推奨するというのが先にあった上で、使うときにはこういったことを注意してくださいという説明の仕方のほうが望ましいのではないかなと思います。ただ、提言はこの形のままでいいと思います。

あと、すみません、もう一つよろしいでしょうか。実は10月25日と26日に、交流フェスタというのが新宿西口広場で行われまして、そこで消費者団体のメンバーとして、私も子供の事故の啓発を行ったんですが、ヒヤリ・ハットアンケートという、ヒアリング調査のようなものをやりまして、ベビーゲートで何か事故ですとか、そういったものを経験しましたかというのを聞きしたんですね。

そこで出てきた意見の中で、「2階の階段から落ちたことがあったため、ベビーゲートをつけた。賃貸だったが確認し、ねじどめをしてよいと言われた。その後、階段上に設置したら転落等なかった」というようなことを言ってくださった保護者の方がいらっしゃいました。例えば(1)の②の適切な使用方法というところに、「賃貸住宅に居住している場合には、その管理者などに設置等について確認をして、ねじどめをして設置するように」といったような、大家さんと折衝といいますか、交渉をすることも大事なんだよというようなことを少し入れていただくのもいいのではないかと思います。

○越山会長 積極的に働きかけていくのも大事ですね。

場合によっては、大家さんは、もちろんいいですよ、でも、引っ越すときには修理しておいてねとスタンスで回答する場合もありそうですね。

○釘宮委員 やはり賃貸住宅の場合には、原状復帰が前提という話にはなります。回避してもらおうようにお願いするという意味ではありませんが、最初から諦めてしまわずに、大家さんをお願いしてみることも大切という意味です。

○越山会長 そうかも知れませんね。ありがとうございます。



はい、お願いします。

○松田特別委員 今の点について、以前私は発言したんですけど、原状復帰の義務がないという働きかけもどこにするのかちょっとわからないんですけど、入れていただけるといいたなというふうに発言はしたと思うんですけど、それは難しいという判断でここからは抜かれたということですかね。

○猪俣生活安全課長 そうですね。先ほど流して説明したので、ご理解いただけなかったかもしれないですけど、庁内の公営住宅の所管部署などにも確認して、現状としては、まず改造申請が必要かどうかというところがあります。穴を開けていいかどうかなど、例えばなんですけど。そして、開けていいけど、原状復帰するのがどうかという問題が出てくると思うんですけど、基本的には、原状復帰の観点では、その部分まで管理する側が負担をするというのはなかなか難しいという現状がありました。

松田委員が、前回、港区さんのお話が出されていたので、港区さんには確認させていただいたんですけど、家具に対する転倒防止器具で認められたものを設置するための改造を認め、かつ原状回復の免除を認めているということは確かにありました。

釘宮委員のお話というのはとても重要で、居住されている方が大家さんに働きかけるということもあると思いますが、当局としては原状回復義務をなくすところまで踏み込むのはなかなか難しいと判断し、記載を避けさせていただき、張替委員からお話があった注文住宅で対応していただけたところのみを記載させていただいたという状況になっております。

○越山会長 その件は私も気になって、事前に相談等しているのですが、難しい部分があるようでした。

十分配慮していただいて、課長等からも関係部署等に相談、調整いただいたのですが、容易でない部分があるとの報告をうけています。いずれフューチャーワークのような形で課題をとって残していける部分があるといいかと思っています。

ほかに何かございますでしょうか。お願いします。

○北村特別委員 156 ページの②の適切な使用方法のところ、今現状これを見ると、つっぱり式のベビーゲートは重大な事故発生の可能性があるため、保護者が適切に設置することという書かれ方をしている、前のほうに書いてあった、つっぱり式ベビーゲートは禁止という書きぶりちょっとずれているので、ここは、先ほどのカップ式の話とあわせて、ちょっと表現の仕方を変える必要があるのかなと思います。

あと、冒頭のほうでお話があったような、垂直の壁につけるとか、あと、階段に設置する

場合には階段側に開かないようなものにするとかという話は、ここでそういう場所によって設置する製品であるとか、設置の仕方に配慮が必要なものは、消費者に伝えることみたいな内容を書いてもいいのかなと思いました。

先ほどの階段の開く側に関しては、例えば両開きは階段のところにはついちゃいけないということになるんじゃないかと思うので、それによって多分、そもそも購入するときに選んじやいけない商品があるということが、まず消費者に伝わっていないと困ると思うので、今の時点でわかっていることは明確に書いたほうがいいかなと思いました。

○越山会長 それはわかります。そうですね。

ちょっとここで、先ほどからの議論で積み残しになっている部分とダブってしまうので、その辺を整理させていただければと思います。

まず最初に、156 ページの真ん中の②の適切な使用方法と取付方法の箇所についてですが、ここに先ほどからの議論で、適切な設置方法ではなくて、適切な場所を選択すべきというようなニュアンスが先ほどからの議論でございました。現実には、ケース・バイ・ケースの場合や、取付方法のタイプ、推奨する取付場所などの議論もありそうです。このように、設置、取付方法だけではなくて、設置する場所についても、最も安全上に配慮した方法等を説明書等で情報提供すべきということです。

それに加えまして、今、北村委員からお話があったとおり、適切な設置に関してはもう少し具体的に書いてあってもいいのではとの意見もございます。これらの部分に関しては、私も事務局のほうと相談させていただければと思っております。

あと何かございますでしょうか。156 ページの一番下のところに、同居する家族がベビーゲート等に関する安全意識を持つことというのは、お母さんだけでなく、お父さん等の家族にも、子供の安全のために、適切に安全に使えば、十分安全を確保できるということを理解してもらおうということですね。これは、先ほど釘宮委員様が言われたように、注意喚起用のリーフレットを作るなら、その一番上などにベビーゲートというのは、おうちの中にある危険にお子さんが近寄らないようにするため、重要な安全のための有用な道具ですよということをはっきり明示すべきということかも知れませんね。

先に行かせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、158 ページの第3の事故情報の収集と分析・共有化に入る流れですが、その前に、先ほど、157 ページの下のところのSNS媒体による情報発信に関する箇所の表記方法などもご配慮いただければと思います。

それでは、第3に移ってよろしいでしょうか。

ご意見等ございましたらお願いいたします。

特に1及び2の箇所は、この協議会で取り扱おうとしている商品の特性、すなわち、その商品自身に欠陥等があるというわけではないが、安全上の配慮が必要ではとの視点で取り扱っています。

そこで、それではなかなか安全に対する配慮が進まない原因の一つに事故や危険情報がなかなか集まらないという点がございます。そのため、書くなら、もう少し踏み込んだ制度のシステムを考えるべきだとか、東京消防庁さんからの情報提供に加え、病院等の医療機関受診情報なども考えられるような気がします。この点に関連して何かご助言とかございましたら非常にありがたいのですが、いかがでしょうか。

業界団体様のほうは、実はだっこひものときには、やはり情報収集のシステムがなかったので、協議会さんをおつくりいただいて、そこで積極的に事故情報、またはヒヤリ・ハット情報を集めるご努力をされるようになりました。

ここでは、多分業界団体様のほうでも、将来的には、何らかの積極的な情報収集ということをお考えかも知れませんが、何かお考えだとかがあったら非常にありがたいんですけど。

○宮内特別委員 だっこひものときは、5年間で116件という、トラブル事例がありまして、経産省さん指導のもと、すぐ協議会をつくってくれという中、4か月で33社集めて、発足させた経緯があります。実際にだっこひもを扱っているメーカーさんは日本市場に65社あったんですね。ちょっとビックリ。そんなにあるというふうには見えていなかったんですけど。

それが今、42社ぐらいになっていまして、展示会でのPR、告知、それからホームページ上の表記ですね。協議会として年4回の活動、皆さん積極的に、いろいろなトラブルに対応しています。近々ではだっこひものバックル外しとか考えられない問題がありましたが、即命にかかわる危険があるということで、協議会がすぐに反応し注意喚起したというのが実際にあります。

片や、このゲートに関しては、今のところ、そこまでの事故事例がない、聞こえてもきていませんし、現実はどういった、そういう協議会みたいなことになるかというのは、ちょっと今後の一つの動き次第かなというふうには思います。

○越山会長 どうでしょうか。

このベビーゲートというのは、ベビーカーやだっこひものように、移動等の一定の目的がある育児用具ではなくて、危険回避のための道具です。ですから、安全に関連するこの点は業界のほうもアピールしていてもいいように思います。そして、それをするときには同時に、お客様の設置状況だとか、トラブルだとか、問題になるかというのを積極的に捉えるという姿勢が、消費者の信頼を得る一つの方法かも知れませんね。ぜひご検討いただければありがたいなと思っております。

すみません。私ばかり。あと何かございますでしょうか。

○鈴木委員 すみません。用語なんですけど、消費者現場では、最後の157ページのFacebookとか、Twitterという言葉は、通常、行政のところでは使わないんです。固有名詞じゃないでしょうかというのがちょっと疑問です。Twitterというのは。

Instagramは画像SNSと言うんですね。TwitterとかFacebookとかLINEは、ただのSNSというふうに表現しているんですね、私たちでは。ただ、こういう報告書に固有名詞的なものを入れていいのかどうかのちょっと質問です。東京都さんが判断されると思いますが。

○猪俣生活安全課長 通常は、企業というか、ブランドの名前だったりするので、行政としての配慮があると思いますけど、かなり一般化している場合は、使ってもよろしいのかなとは思っています。ただ確認して、もし不適切であるようでしたら、ちょっと言葉を変えるなどいたしますが、一般的に問題なければ、このまま使わせていただきたいと思います。ありがとうございます。確認させていただきます。

○西田委員 最後の第3ですかね。ここはあれですかね、いつもの内容というか。いつもという用語弊がありますが、書かれているんですけど、いろいろ見ていて感じることを少し申し上げたいなと思ってるんですけど、事故情報はいろいろ集まってくるんですけど、その解釈が非常に難しいなと思ってるんですけど、一件一件を検討していくと、これは誤使用ですねということで、製品に問題があるわけじゃなくて、消費者サイドの問題ですよというふうに整理していくことはできるんですね。

そうすると、ほとんど製品起因というのが余りなくなって、見た目は、そういう誤使用の問題だけになるということが結構あって、いろんな製品でそういうのが出てくるなと思うんですけど。今回ののもその典型的な例かなと思うんですけど、しかし、多過ぎる誤使用というのは、何か問題があるので、消費者サイドに立って、解釈をしていくというのがすごく大事だなというふうに思っています。

それがなかなか現状できているかという、普通はどっちが悪いかという話になると、一応誤使用なので、製品起因ではないですねというふうに片づけられちゃうところがあるので、分析するときに、この解釈をきちんとしていく。だから、多過ぎる誤使用に関して、やっぱり潜在的な問題が結構あるんじゃないかという観点での分析が結構足りていないなという印象を持っているので。

今回は、それは画期的だと思うんですけど、いろいろアンケートをとってみると、半分は、47%はインシデントを持っていて、7%は何でしたっけ、何か起きているんですよ、危害が。結構多いじゃないですか。

ただ、製品上はどうかなという、そうじゃなかったりするんで、閉めなかった人が悪いとかいう感じになっちゃうので、そこまで見れる分析になっているといいなというふうに感じました。ちょっとどう書いていいかという意味じゃないんですけど、そこが決定的に欠けているなと思うときがあるんですね。コメントです。

○越山会長 まずは収集しないことには。

○西田委員 そうそう。収集は。

○越山会長 SGマーク認証製品の事故というのは公表しているのですでしたっけ。

○大野特別委員 SGマークのベビーゲート。

○越山会長 ベビーゲートもそうなんですけど、いつも我々は、国、国民生活センターさん、東京消防庁さんというところに頼ってしまうんですけど、製造物責任賠償保険の対象製品としての扱いがあるのでしたら、何らかの情報提供がお伺いしたいところです。

○大野特別委員 はい。

○越山会長 以前、定期的な刊行誌みたいなものに、こういう事故がありましたよというのを報告していたような気がするのですが。

○大野特別委員 SG賠償につきましては、結局、特に賠償した場合というのは示談で、我々は情報を出さないというふうに、そういう契約を結んでしまいますので、一般的には出せないです。

そもそも私は、要は賠償のほうの部隊じゃないんですけど、私にすら情報はおりてこない。やっぱり消費者の個人情報というところが大きいので、そういう状況ですので、PLセンターダイジェストみたいなやつで、何件やりましたぐらいの情報は出しますが、詳細までは基本的には出しちゃいけないはずですね。

○越山会長 別に個人情報を出してほしいという形であるわけではないので。

○大野特別委員 ただ、非常にちょっと難しいと思いますね。どこで線引きするかというところが。

○宮内特別委員 今の太野さんの回答の中で、PL保険がありましたけど、この会議には私も出ているんですよね。年間1回、必ずそこで報告があるのが20件程度ですかね。ダイレクトに消費者から来たものをPLセンターのほうで処理したと。

それが公表されているかどうかというのは、ちょっと今、定かではないんですけど、年間20件ぐらいのいろんな事故情報とか、こういう処理をしましたという情報はいただいています。

○大野特別委員 すみません。多分。実はちょっとうちの専門なので。二つありまして、実は組織が分かれていまして、SGマークの賠償と、実は同じ担当なんですけど、あと、消費生活用製品の相談室という部門もありまして、そちらは要は、SG基準に限らず一般的な相談というところがあるので、その辺がございまして、ちょっとすみません。私もどこからどこまで情報管理を向こうがやっているのかというのは把握していませんので、必要でしたら調査、ヒアリングはできますけど、この場ではちょっとすみません。

○越山会長 消安法に基づく重大製品事故報告というものがあって、重大製品事故があった場合は、必ず消費者庁のほうに事業者のほうから報告することになっています。その内容については、公表しているものもあって、脚立やベビーカーに関する事故もあります。その中には、SG基準に基づいて再現試験をした結果、こうであったとかというような記述もあつたりしますが、そのあたりの調査情報はどのあたりから提供されているのでしょうかね。

○大野特別委員 恐らくそれは、SG基準に基づいて我々がやっているのではなくて、多分NITEさんなりが多分やっているものです。

ただ、今、ちょっと越山先生のお話の中で思い出したんですけど、基本的に私が知る限り、乳幼児用製品ですと私も担当ですので、いろいろ事故があった場合の情報は入ってくるんですが、基本的には、PLのうちの保険を使うという場合は、重大事故がほとんどですので、一つ私が今まで知っている限りですと、メーカーは消費者がうちに来る段階ではメーカーは既に届けているケースが100%なので、一応そういう意味では、うちの情報というのとはどこかでちゃんと出ているとは思いますが、表に。

○宮内特別委員 多分アップしていると思います。それで、あと、金属バットとか、ああいったいろんなメーカーさんもいらっしやったりして、バットは結構問題が多いみたいなので、いろいろ肉厚まで一律じゃないそうなんですよ、ちょっと聞いたところでは。だから、

当たりどころによっては飛ばし、飛ばないしみたいなのもあるということで、へーという世界だったんですけど、一応いろんなメーカーさんが、6団体ぐらいがかかわっている、そういった会議ですね。

○越山会長 いろいろ情報収集の方法を模索しておる過程の議論でしたので、お伺いした次第です。

私なんか、よく公表されてい事故情報を探すんですけど、保険会社が持っているデータってなかなか公表されていないようです。アメリカなんかに行っても、結局わかるのは訴訟事例でしか見えてこないですね。そのような訴訟事例情報は、判例データベースでもそうですが、そのような場合かなり詳細な点もわかることがあります。

この辺、山中先生、何か一言ありそうで。

○山中特別委員 私が思っているのは、製品というのは人間がつくったものですので、事故があった場合に、それを誤使用と指摘するだけではよくない。たしか10年ぐらい前、経産省の人が「子供には誤使用はない」と言っていましたけど、それが基本じゃないかと思うんですね。それを使い方が悪いと言っているのは、製品がまだ未熟なのであって、改善の余地があるだろうと思っています。子供に関しては、誤使用という言葉は禁句と思って、社会に安全な製品を出すのが原則じゃないかと思っています。

○越山会長 大賛成です。

すみません、時間ももう押してきましたので、ここで第9章の部分のご議論は1回終了させていただきます。

ここで最後に、全体を通して何かございましたら、ご意見等をいただければ幸いです。この9章に限らず、全体を通してでも結構です。進め方に関してでも結構です。

よろしいですか。

それでは、いろいろご意見をいただき、大変ありがとうございました。この提言につきまして、本日いただいた意見等を参考にさせていただいて、最終的に取りまとめをしたいと思っています。

それでは、本協議会の報告書作成までの今後の手順について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 それでは、今後の第4回協議会までの流れをご説明いたします。

資料2「今後のスケジュール」をごらんください。

本日いただいたご意見を反映し、事務局で協議会報告書（素案）を修正し、委員及び特別

委員の皆様にお送りいたします。委員及び特別委員の皆様には、お忙しいところ恐縮ですが、お送りした報告書（素案）をご確認いただき、ご意見などのご連絡をお願いいたします。事務局より、ご意見を反映した報告書（素案）の修正版を委員の皆様にお送りし、ご確認いただけます。

これらの作業を、本日から来年1月にかけて進めていきます。具体的なスケジュールにつきましては、改めてご連絡いたします。

第4回協議会は来年2月13日、午前中を予定しております、ここで協議会報告書を手交して、当日、協議会報告書を公表、プレス発表いたします。

都は、協議会提言に基づき、消費者への注意喚起、関係する業界団体等や国等への要望と情報提供を行ってまいります。

また、1か月後を目途に、消費者への注意喚起の一つとして、事故防止啓発リーフレットの作成を予定しております。

これらにつきましても、委員及び特別委員の皆様のご意見をいただいて作成したいと思いますので、お忙しいところ、まことに恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。事務局で原案を作成の上、お送りしますので、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

以上が今後のスケジュールとなります。

○越山会長 今の予定に関しまして、確認事項とかございますでしょうか。よろしいですか。

先ほど、本文中の誤植、表現方法等にお気づきの箇所があるとのことご指摘もございましたので、何かございましたら是非ご連絡下さい。

○松田統括課長代理 素案の修正は、もうこれは、今日から始めたいと思いますので、すぐお気づきの点につきましては、今月中にご意見をお寄せいただければと思います。

○越山会長 今月中だと、あと2週間ぐらいですかね。

それ以外の箇所も、関係の皆さんと意見調整しながらまとめていくということになるのかとも思います。

○松田統括課長代理 今回、この協議会でいただいた意見については、今お話ししたように、それを反映させるように、報告書の素案を修正するということになります。ですので、ほかにお気づきの点等がありましたら、今言いましたように、できれば早目、今月中にお願いしたいとは思っております。

○越山会長 ということで、暮れのお忙しい時期に大変申しわけございませんが、できれば



お助けいただければと思います。

それでは、次回の第4回の協議会は来年の2月13日の木曜日という予定とさせていただきます。

今回は、協議会報告書（案）につきまして、皆様のご承諾をいただき、東京都のほうに報告書を提出したいと、そういう流れになるかなと思っております。そのため、次の協議会までに事務局が素案を修正し、報告書（案）としてまとめ、委員の皆様方にご確認いただきますので、どうぞご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日の議事はこれで全て終了とさせていただきます。ご協力いただきましてありがとうございました。どうもお疲れさまでした。

午後3時25分閉会